

# 令和元年度第2回郡山市公契約審議会 審議概要

## 1 開催日等

《1》日 時：令和2年2月3日（月）午前10時から午前11時

《2》場 所：郡山市役所西庁舎 6階 第2委員会室

## 2 出席者

《1》委 員 7名（欠席者1名）

《2》事務局 12名（市長事務部局7名、上下水道局5名）

《3》傍聴人 0名

※議事（2）については個人情報を含むため審議及び資料は非公開。

## 3 議事

### （1）平成30、令和元年度郡山市公契約条例の施行状況等

【契約管理係長】・・・会議資料に基づき説明

### （2）労働環境報告書 集計表について

【契約管理係長】・・・会議資料に基づき説明

#### 《委員からの質問及びその回答内容》

【伊藤会長】

労働者からの意見等について、報告事例等があれば紹介いただきたい。

【契約管理係長】

アンケート結果に個人の意見が出ているが、法令に違反したというような報告は今のところない。

【伊藤会長】

公契約条例が機能していると考えられる。

### （3）アンケートの実施結果について

【契約管理係長】・・・会議資料に基づき説明

#### 《委員からの質問及びその回答内容》

【伊藤会長】

労働者アンケートで「作業時の事故物損は自己負担になる」とあるが、例えば作業中に機器を壊した場合に、作業者が負担するのは一般的なのか。

【久保田委員】

通常は企業が負担するが、労働者の過失が大きい場合は求償ということもありうる。賠償の割合は状況次第かと思うが、全額はおかしい。

**【伊藤会長】**

詳細は不明であるが、理由問わず全額負担であれば問題かもしれない。

**【久保田委員】**

労働者アンケートで「有給を取りすぎると給料が下がる」などとあるが、有給により給料が減額となるのは違法であるため、聞き取りや指導をすべきではないか。

**【伊藤会長】**

有給取得により残業時間が減少したことで給料自体が減額となっている可能性はある。単に有給取得による減額であればおかしい。

**【杉内委員】**

有給と欠勤の区別がついていない可能性もあるのではないか。  
また、有給が取りづらいという意見も問題である。

**【久保田委員】**

有給が取りづらいということは法律違反ではないか。  
また、「会社の休みが減って有給になった」という意見があるが、これは会社が一斉に休む際に有給扱いとされているのか。

**【伊藤会長】**

お盆や正月に会社を一斉に休む際、有給扱いとすることはありうる。  
働き方改革の浸透により、以前より労働条件の改善がみられるが、有給が取りづらい職場がまだあるようだ。  
アンケートに意見が多々出ているにも関わらず、有給休暇や給与に関して条例上の申し出がないというのは、人間関係等への影響を危惧し、申し出しづらい状況であるかもしれない。

**【久保田委員】**

有給等に関して理解しきれていない中小企業の経営者もあり、事業者の回答と労働者の回答に食い違いが生じているかもしれない。状況解決に向け、労働者の意見を反映させて欲しい。

**【伊藤会長】**

中小企業の経営者が労働関連の法令を理解しておらず、トラブルに繋がるという事例は確かにあるため、関連法令について啓蒙することも、公契約に関係する自治体の役目ではないか。

**【久保田委員】**

市主催で研修会を開いてもらえば、改善に繋がるのではないか

**【伊藤会長】**

特に有給休暇の取得等については認識が低いため、周知いただければありがたい。

**【契約課長】**

働き方改革関連法案の一部施行により、年間5日の有給休暇取得が義務付けられたことや、日給月給制における欠勤と有給の取扱いについてなど、法令の内容が浸透していない部分もあるため、テーマを絞り労働者に周知を図っていききたい。